

平成 24 年度東京都地域自殺対策強化補助事業

自殺対策に係る精神科診療支援事業

事業計画書

I. 背景と目的

自殺未遂は自殺の重大な危険因子として知られており、自殺未遂者が再度の自殺企図に及ぶ可能性は非常に高いと考えられている。自殺未遂者の再度の自殺企図を防ぐためには、自殺企図の結果入院となった救急医療施設で適切な精神医学的評価、さらに自殺再発予防を見据えたケース・マネジメントを行うことが肝要である。現在、わが国の救急医療体制の現状は、自殺未遂患者であっても身体的治療の緊急性が高い者は一般救急で対応がなされている。しかしながら、多くの救急医療施設には精神科医が不在であるといった事情から、自殺予防の観点から十分な対応が難しい状況にある。

一方、日本医科大学付属病院においては、救急医療部門と精神神経科の連携体制が以前より構築されている。救急医療部門に搬送される自殺未遂者全例に対して精神科医が評価を行い、それに基づき自殺未遂者が抱える問題を解決するためのマネジメントを行っている。こうした体制の下、日本医科大学付属病院ではこれまでに数多くの自殺未遂者への介入を行い、再度の自殺企図の防止に一定の成果を上げてきている。

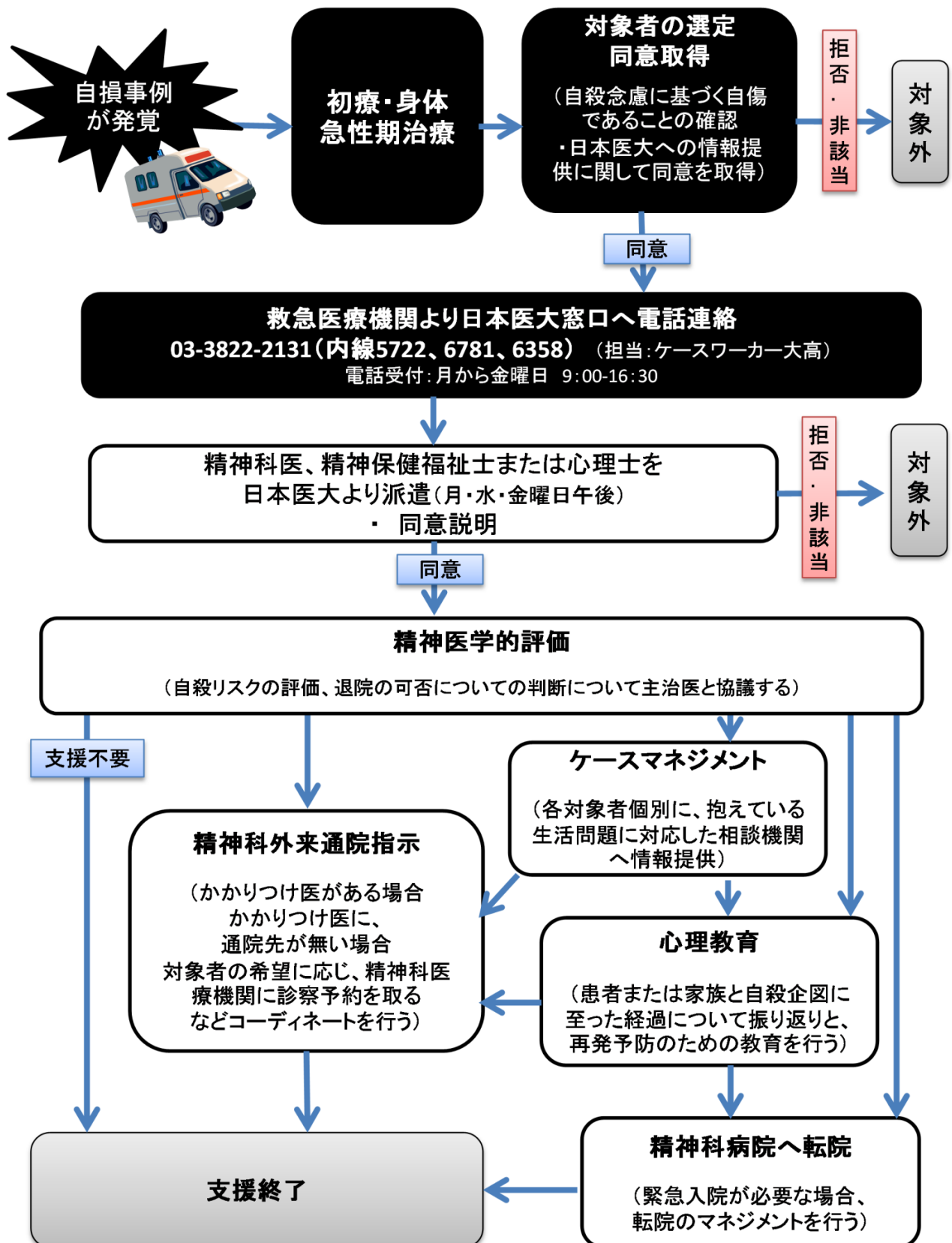
このたび、東京都地域自殺対策強化補助事業として、自殺未遂者の再度の自殺企図を防止することを目的に、精神科医療を提供していない救急医療施設と日本医科大学付属病院の間で協力体制の構築を行う事業を開始する。具体的には、日本医科大学付属病院精神神経科より精神科医師及びソーシャルワーカーまたは心理士（以下「支援チーム」）を派遣し、救急医療施設に入院となった自殺未遂者に対して精神医学的評価を行い、患者が抱えている心理社会的問題に対する調整等を行う。

II. 事業対象者

- ①明確な希死念慮（「死にたい」という願望）に基づき、自殺を目的に自傷行為を行い、救急医療施設を受診し、入院となった者
- ②事業による支援を受けることに関して、本人または家族からの同意が得られた者

Ⅲ. 事業のフレームワーク

i) 本事業で行う診療支援のフローチャート



ii) 事業による支援の流れ

自殺未遂事例が発覚してから、患者または家族の同意取得、日本医科大学付属病院への連絡、支援チームの派遣、支援終了までの流れを以下に詳記する。

① 自殺未遂事例の発覚

二次救急医療施設に入院となった自損・自傷患者に対し、身体急性期治療により意識状態が改善した時点で、二次救急医療施設のスタッフから患者に対して希死念慮の確認を行う。確認の結果、希死念慮が認められた場合、患者または家族に対して本事業による診療支援の内容について説明を行い、日本医科大学付属病院精神神経科との間で情報を共有することについて同意を取得する。

② 日本医科大学付属病院への連絡・派遣の実施までの流れについて

二次救急医療施設の担当者は、患者または家族から同意を取得した後、日本医科大学付属病院（代表：03-3822-2131）精神神経科のソーシャルワーカー（内線：5722）、もしくは精神神経科の外来（内線：6353、6781）宛に、本事業に基づく支援依頼である旨電話連絡をする。その際、対象者の基礎情報（氏名、住所、家族やキーパーソンの情報）の他、精神科通院歴や各種相談機関への相談歴の有無、身体的状況（身体的診断、治療の状況、退院の目途など）など、支援に必要な情報について、担当者が把握出来ている範囲において伝える。また、電話依頼をした担当者名と連絡先、支援チームの受け入れが可能な時間帯といった情報についても併せて伝える。

派遣依頼電話の受付は、平日（月～金曜日）の9時から16時30分まで、上記連絡先にて受付ける。当日の派遣を依頼する場合、派遣が可能な曜日の午前11:00までに上記連絡先へ電話連絡をする。（電話がつながりにくい場合には、時間を改めて連絡をお願いする。）

派遣が可能な時間帯は、原則月・水・金曜日の13:00～16:00であるが、当日の日本医科大学付属病院の診療体制及び、依頼の件数に応じて派遣を実施する。ただし、火、木、土、日曜日は派遣を実施していないため、次の派遣可能な曜日に派遣を行う。

③ 派遣・支援の実施と支援終了まで

日本医科大学付属病院 精神神経科は、依頼のあった二次救急医療施設に対し支援チームを派遣する。支援チームは派遣先の二次救急医療施設へ到着後、対象者へ改めて事業の支援内容について説明書を用いて説明し、書面で同意を取得する（別添1、2参照）。その後、当該医療施設の担当スタッフと支援チームの間で対象者情報の共有と整理を行う。

その後、支援チームは対象者と面接を行い、現在直面している問題や自殺企図のきっかけについて聴き取り、自殺再企図のリスクを含めた精神症状についての評価（精神医学的評価）を行う。必要に応じ関係支援機関と連絡を取り、対象者の診療上必要な情報を収集する。

さらに、支援チームは精神医学的評価に基づき、派遣先医療施設の担当スタッフと協議しながら、対象者が当該医療施設を退院した後の支援体制構築についてプランニングを行い、それに準じたマネジメントを必要に応じ実施する。具体的には、評価の結果、対象者精神科医療施設への入院が必要であると判断された場合、支援チームが他医療施設と連絡を取り、転院の交渉をはじめ、対象者、家族への説明を行う。精神科外来治療が必要と判断された者、または生活問題のために抱える問題に対応した専門の相談機関（法律相談機関、保健センター等）や区市町村の行政窓口へ紹介が必要と判断された者にはそれぞれの窓

口へ連絡を取り、可能であれば先方の予約を取るなどのコーディネートを行う。また、治療・支援の一環として、対象者または家族と共に今回の自殺企図に至る経過や背景について整理するため、心理教育を行う。それらの介入を行った上、対象者の処遇方針が決定した時点で支援は終了となる。

なお、支援チームは当該医療施設の担当スタッフに対し上記のような様々な診療支援の実務を行うが、対象者の治療の主体は当該医療施設の担当スタッフにあり、支援チームが直接的にあるいは単独で対象者の治療に携わることはない。対象者に精神科治療が必要であると判断された場合も、救急施設入院中は行わない。したがって、日本医科大学付属病院が本事業に伴う活動に対して診療報酬を請求することはない。

iii) 対象者または家族に説明から同意をとる場合の確認内容（確認事項が明記された様式等）

次頁、別添 1、2 を参照のこと。

IV. 事業に関するお問い合わせ

日本医科大学 精神医学教室 精神保健福祉士 大高靖史
電話： (代表) 03-3822-2131 (内線: 5722)
メール： otaka-y@nms.ac.jp

平成 24 年度東京都地域自殺対策強化補助事業

自殺対策に係る精神科診療支援事業

説明書

私たちは、自殺未遂のために救急病院に入院されたかたを対象に、通常の診療とは別にメンタルヘルスのサービスを提供しています。あなたのご入院中の病院と協力関係にある日本医科大学付属病院から精神科医療チームがあなたの悩みを聴きにお伺いし、メンタルチェックを行います。

本サービスの開始に当たって、病院は精神科医療チームにあなたの病状、氏名、年齢、生活状況などの情報を伝えます。また、現在他の相談機関で相談を行っている場合、あなたの同意の下でその相談機関からあなたに関する情報を提供してもらうことがあります。更に、メンタルチェックの結果、精神科医療チームがあなたを別の相談機関(医療機関やハローワーク、その他区市町村の行う行政のサービスなど)に紹介する必要があると判断した場合には、あなたの同意の下であなたの悩みの内容やご氏名、ご年齢、生活状況などの情報をその相談機関に提供します。

本サービス自体は通常の診療とは別に行われますので、費用の負担はありません。本サービスを利用するかどうかは、あなたの自由です。もし本サービスを利用しなくても、あなたのこれからの診療にはまったく差し障りはありません。また、一度利用を決めても、いつでもやめることができます。

本サービスにより知り得たあなたの情報は、本サービス以外の目的で使うことはありません。また、本サービスの利用状況などは報告書などにまとめて発表する予定ですが、その場合もあなたの個人情報などプライバシーに関するものが公表されることはありません。

内容をご理解頂いた上で、本サービスの利用を希望される場合、別紙の「同意書」に、あなたのお名前と、同意された日付けを記入して、担当者へ渡してください。

同意書

日本医科大学付属病院 院長 殿

私は、「自殺対策に係る精神科診療支援事業」について別紙説明書を提示の上、口頭で説明を受け、理解しましたのでこの事業による支援を受けることについて同意いたします。

同意日 平成 年 月 日

同意者
(本人)

代諾者
本人との関係()

私は、「自殺対策に係る精神科診療支援事業」について、別紙説明書を提示の上、口頭で上記の説明を行い、上記のとおり同意を得ました。

説明日 平成 年 月 日

説明医師